

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	湧別町

湧別町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 湧別町水産林務課水産林務グループ
所 在 地 北海道紋別郡湧別町栄町 1 1 2 番地の 1
電 話 番 号 0 1 5 8 6－5－3 7 6 3
F A X 番 号 0 1 5 8 6－5－2 2 8 3
メールアドレス suisan@town.yubetsu.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ カラス類（ハシブトガラス・ハシボソガラス） キツネ・アライグマ・ゴマフアザラシ
計画期間	令和７年度 ～ 令和９年度
対象地域	湧別町

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	被害作物等	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
エゾシカ	デントコーン	10.00	500
	小麦	4.95	1,579
	タマネギ	13.50	62,685
	牧草	10.00	500
	てん菜	2.05	1,186
	計	40.50	66,450
ヒグマ	デントコーン	0.20	106
	計	0.20	106
カラス類	タマネギ	3.63	16,948
	ブロッコリー	0.40	957
	小麦	4.75	1,515
	計	8.78	19,420
キツネ	－	－	－
	計	－	－
アライグマ	デントコーン	19.20	1,534
	自家野菜	2.00	100
	計	21.20	1,634
ゴマフ アザラシ	－	－	－
	計	－	－
被害合計		70.68	87,610

※農協・漁協からの被害報告により被害数値を算出しておりますが、被害報告に無い被害もあるため、精度の高い被害状況の把握に努める。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	生息状況：山間部、山地周辺の森林、防風林周辺の農地等 食害、作物の踏み付け、牧草類の倒伏等被害内容も様々なものが報告されている。生息数を減少させるため積極的な駆除を実施しているが、依然として捕獲個体数は高水準で推移している。R6年度のライトセンサス調査でも観察頭数が調査以来過去最大を記録しており、被害も山間部および山地周辺の農地、牧草地におけるものが主となっている。
ヒグマ	生息状況：山間部、山地周辺の森林、防風林周辺の農地等 デントコーン等への農作物被害が発生している。捕獲個体数はほぼ横這いであるが、人家周辺での目撃や足跡などの痕跡発見が増えており、人畜被害の危険性も高まっている。
カラス類	生息状況：町内一円 町内の市街地・平野部・河川周辺・山間部を問わず生息しており、特にタマネギの定植直後に苗が引き抜かれる被害が増加している。市街地においても樹上に営巣しており、通行人が襲われるといったケースもある。また、畜舎への飛来・侵入による家畜飼料の盗食や伝染病発生の可能性もある。
キツネ	生息状況：町内一円 例年、農業被害に加えてエキノコックス症対策として捕獲を推進しているが、市街地周辺の農地における被害および人家周辺に糞等することによるエキノコックス症感染のリスクが高まるため、春季の活動が活発化する時期には、役場で保有している捕獲用わなの設置による積極的な駆除を実施しており、捕獲頭数は若干の減少傾向にある。
アライグマ	生息状況：町内一円 令和3年度に町内で初めて捕獲されて以降、捕獲頭数が急増しており、生息数の増加も推測される。 また、目撃・捕獲地域も町内全域に広がっており、農作物や家庭菜園を荒らすなど被害は増加傾向にある。キツネと同様、役場で保有している捕獲用わなの設置による積極的な駆除を実施しているが、捕獲頭数は高水準で推移している。
ゴマフ アザラシ	生息状況：オホーツク海・サロマ湖 1月～3月のかれい氷下待ち網漁、3月～5月のにしん刺網漁を行っているが、アザラシの来遊により漁具の破損や網に掛かった魚の食害が増加しており、漁網の設置ができない状況である。 また、近年、9月～10月のサロマ湖内小型定置網漁でアザラシが漁網のそばを泳いでいるため魚が寄りつかず、早期に終漁するなどの影響が出ている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和5年度)	目標値(令和9年度)	
エゾシカ	40.50ha 66,450千円	28.30ha 46,500千円	30%削減
ヒグマ	0.20ha 106千円	0.14ha 70千円	30%削減
カラス類	8.80ha 19,420千円	6.10ha 13,500千円	30%削減
キツネ	— ha — 千円	— ha — 千円	—
アライグマ	21.20ha 1,634千円	14.80ha 1,140千円	30%削減
ゴマフ アザラシ	— — 千円	— — 千円	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会の協力による銃器・罠での捕獲、奨励金の支払い ・ 役場保有の箱罠による捕獲(キツネ、アライグマ、ヒグマ) ・ 狩猟免許・猟銃所持許可の取得経費及び猟具購入経費への助成(平成28年～) ・ 捕獲したエゾシカの食肉利活用(令和元年度～) ・ ヒグマの目撃箇所や箱罠設置箇所の遠隔監視 ICT 化(令和3年度～)	・ 捕獲従事者の高齢化による将来の担い手不足に備えた若手ハンターの育成 ・ 捕獲したエゾシカのジビエ肉の需要拡大
防護柵の設置等に関する取組	・ 農家の自衛活動による電気柵、防護ネット等の設置。 ・ 爆音機による追払い	・ 農家の経費負担の増加 ・ 未設置場所での被害増加 ・ 電気柵設置の普及
生息環境管理その他の取組	・ 自然保護監視員、鳥獣保護監視員等による巡視、生息状況の把握。 ・ 町民への鳥獣に対する餌付け禁止の周知。	・ 各鳥獣の生息数、生息エリアの正確な把握 ・ 餌付け、生ごみ等の放置など鳥獣の誘因対策

(5) 今後の取組方針

- ・被害軽減の数値目標として農業・水産業被害の30%削減を目指す。
- ・猟友会や関係機関等の協力を得ながら緊密な連携を図り、迅速な捕獲体制を維持する。
- ・猟友会員の高齢化に伴う担い手対策として、狩猟免許の取得及び猟銃所持許可、猟具の購入等に対する補助制度を導入しており、自己負担額の軽減により担い手確保に取り組む。
- ・狩猟免許取得に係る予備講習を町内で開催し有害鳥獣捕獲の担い手となる人材を育成する。
- ・防護ネットの導入支援や鳥獣の生息状況の把握なども検討し、総合的な対策を実施できるよう努める。
- ・センサーカメラ等のICTを活用し対策の効率化、低コスト化に取り組む。
- ・野生鳥獣に対する餌付けや生ごみの放置等、鳥獣を誘因し生態系に影響を与えるような行動に対して注意喚起・周知を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・猟友会上湧別部会、猟友会湧別部会の会員で被害防止計画に基づく被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者および湧別町職員のうちから町長が指名する者を湧別町鳥獣被害対策実施隊に任命し、その中から狩猟免許所持者でかつ要件を満たした者を対象鳥獣捕獲員に任命する。
- ・銃器による捕獲活動を中心としつつ、ヒグマ、キツネについては箱わな、エゾシカについてはくくりわな、アライグマについては箱わなおよび専用わなでの捕獲も併用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度 8年度 9年度	エゾシカ ヒグマ カラス類 キツネ アライグマ ゴマフアザラシ	・捕獲者に対して奨励金を支出することにより捕獲活動に係る経費の削減を図る。 ・狩猟免許、猟銃所持許可の新規取得、および猟具の購入に関する補助制度により担い手確保を推進する。 ・狩猟免許の予備講習を町内で開催し担い手確保を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・	エゾシカ、ヒグマ、キツネについては目標数に近い実績であるものの、引き続き被害を抑止するため過去の実績をふまえた目標を設定する。
・	カラス類、ゴマフアザラシについては過去3か年の捕獲目標数は達成できておらず、過去3か年の目標値に近づけられるよう前計画と同じ捕獲頭数を設定する。
・	アライグマについては特定外来生物であり、生息数、生息域の拡大により被害が増えているため過去の実績をふまえた目標を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	550頭	400頭	400頭
ヒグマ	15頭	25頭	25頭
カラス類	200羽	200羽	200羽
キツネ	100頭	100頭	100頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
ゴマフアザラシ	80頭	80頭	80頭

捕獲等の取組内容
・ 捕獲区域は町内一円。 ・ 捕獲期間は被害状況及び過去の実績に基づき適宜実施。 ・ 対象鳥獣については全て銃器により捕獲することに加え、ヒグマ、キツネについては箱わな、エゾシカについてはくくりわな、アライグマについては箱わなおよび専用わなでの捕獲も併用する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
本町の鳥獣被害対策実施隊員25名のうちライフル銃（継続して10年以上の猟銃所持許可）を所持している者は9名で、ライフル銃所持者9名の平均年齢が66歳と高齢化が進んでおり、エゾシカやヒグマを捕獲できるハンターの養成が急務となっております。 このようなことから積極的に捕獲を実施している若年ハンター（継続して10年未満の猟銃所持許可）で特定ライフル及びライフル銃の所持及び使用が認められる場合については、特例の所持許可に協力することで積極的な捕獲が推進される。 使用者は射撃技術の向上に努め、安全面に考慮したうえで使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
湧別町	カラス類・キツネ・アライグマ・タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	整備検討	整備検討	整備検討

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	実施検討	実施検討	実施検討

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

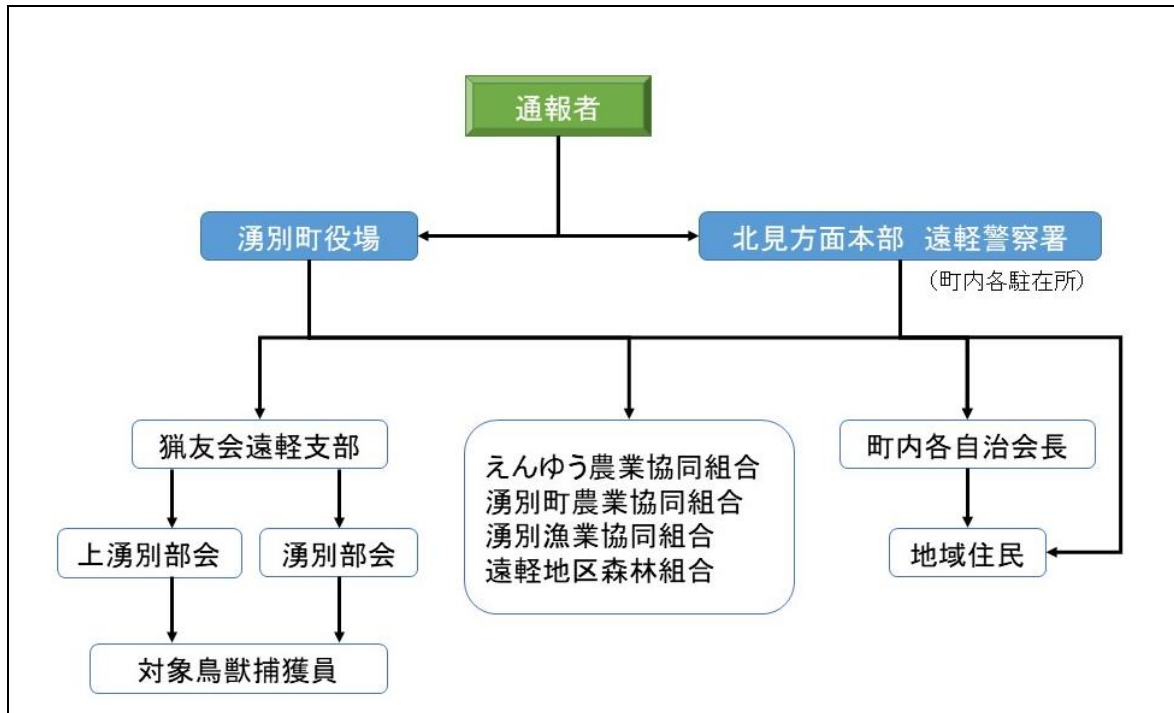
年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湧別町	被害状況の把握、住民への周知
北海道猟友会遠軽支部 上湧別部会	被害防止対策の実施、銃器等による捕獲の実施
北海道猟友会遠軽支部 湧別部会	被害防止対策の実施、銃器等による捕獲の実施
北海道警察北見方面本部 遠軽警察署 湧別駐在所・芭露駐在所 中湧別駐在所・上湧別駐在所	ヒグマ等出没時の住民安全対策、情報交換
オホーツク総合振興局	総合的な鳥獣対策の実施（捕獲許可を含む）

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ エゾシカについてはジビエとして極力有効活用を図る。
- ・ ヒグマについては町内のオホーツク地域化製場で処理をする。
- ・ その他の鳥獣については廃棄物処理場で焼却処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・ 捕獲したエゾシカの食肉利用を促進する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	・ 保健所や大学研究機関等の求めに応じ、捕獲したキツネ、ヒグマ、ゴマフアザラシの一部については検体として提供する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲個体の有効利用を推進するため、ジビエ事業者の利活用等に対し連携を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	湧別町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
湧別町	総括的な協議会の運営、総括的な鳥獣被害防止対策の実施等
えんゆう農業協同組合	農畜産物の被害状況把握及び農業者との連絡調整等
湧別町農業協同組合	農畜産物の被害状況把握及び農業者との連絡調整等
湧別漁業協同組合	漁業被害状況の把握及び漁業者との連絡調整等
遠軽地区森林組合	民有林の被害状況の把握等
西部森林室遠軽事務所	民有林の被害状況の情報提供、被害防止対策への指導・助言等
網走農業改良普及センター遠軽支所	農作物の被害状況の情報提供、被害防止対策への指導・助言等
網走西部森林管理署	国有林における被害防止対策と連絡調整、ヒグマ出没等の情報交換
オホーツク農業協同組合連合会	エゾシカ、ヒグマ捕獲における処理
伊藤産業	エゾシカの食肉加工等
北海道猟友会遠軽支部上湧別部会	被害防止対策の実施、銃器等による捕獲の実施
北海道猟友会遠軽支部湧別部会	被害防止対策の実施、銃器等による捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道警察北見方面本部 遠軽警察署 湧別駐在所・芭露駐在所 中湧別駐在所・上湧別駐在所	ヒグマ等出没時の住民安全対策、情報交換
オホーツク総合振興局	総合的な鳥獣対策の実施（捕獲許可を含む）

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・実施隊員は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第3項に規定する者とする。 ・対象鳥獣の捕獲に関わる業務を行い、本町の被害防止計画に基づく被害防止対策を適切に遂行するものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・対象鳥獣捕獲員の高齢化対策として、活動内容や社会的意義、捕獲に関する報奨制度、および免許・資格等の取得に係る補助制度などを周知し、活動を推奨する。 ・銃猟による捕獲だけでなくわなや防護柵等の設置など総合的な対策が実施できるよう、実施隊員のスキル向上および実践を勧奨する。 ・捕獲活動に伴う農地、民有林、漁業用地への進入について、関連する組合を通じて各所有者と連携し、協力体制を強化する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--